

令和7年度  
事業活動報告書

社会福祉法人 清和会  
福見保育園

## 1. 保育園の運営

(1) 児童定員 20名

(2) 年齢別・月別児童数

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
乳児	1	1	1	3	3	3	3	3	3	3	3	3	30
短時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1～2歳児	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	48
短時間	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
3歳児	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	132
短時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4～5歳児	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	108
短時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	26	26	25	27	27	27	27	27	27	27	27	27	320

(3) 職員数 令和7年度当初 11人 令和7年度末 10人

(4) 職員の異動

① 採用 3名(うち1名清和園より異動) ② 退職 1名

(5) 職員会議

毎月第3月曜日開催

他 必要に応じ随時実施

(6) 給食委員会

毎月第4火曜日開催

## 2. 保育の状況

(1) 保育の理念

「真心・安心・信頼」を基本理念とし、社会福祉法人清和会福見保育園は、児童福祉法に基づき、保育を必要とする乳幼児の保育を行う。

保育にあたっては、子どもの人権や主体性を尊重し、一人ひとりの発達に応じた援助を行い、保護者や地域社会と力を合わせ、児童の福祉を積極的に推進します。

職員のミッション

～未来を輝いて生きる子どものために、「今」の育ちを支えます～

～成長の喜びを共有しながら、家族の子育てを支えます～

## (2)保育の基本方針

保育方針は、「保育所保育指針」を基本とする。

職員は、豊かな愛情を持って、子どもや家庭に対してわけへだてなく保育を行い、人権を尊重しプライバシーを保護することを第一義とし、保護者の意見や要望を真摯に傾聴してよりよい保育のために努力研鑽する。

1. 子どもの健康と安全を基本にして保護者の協力の下に家庭保育の補完を行う。
2. 子どもの個性や活動を大切に、自己を十分に発揮しながら活動できるような環境を整え、健全な心身の発達を図る。
3. 豊かな人間性を持った子どもを育成する。
4. 地域の医療や福祉、教育機関と連携し、保育の向上を図る。
5. 乳幼児などの保育に関する要望や意見、相談に関しては、分かりやすい用語で説明をし、公的施設としての社会的責任を果たす。

## (3)保育目標

望ましい未来を生きる力の基礎を培うため

- ・ 豊かな心（やさしさ）
- ・ 強い体（つよさ）
- ・ 正しい生活習慣(けじめ)をもつ子どもを育成する

(4)保育時間 午前 7:00 ～ 午後 6:30 (保護者の状況により柔軟に対応している)

## (5)保育内容

デイリープログラムについては、児童の年齢に応じ、保育士と園長が協議して定めるが、給食、午睡などは必ず含まれるように配慮する。

年間行事計画は、地域の状況を勘案して決める。担当保育士を定め、園長は総括的指揮をとることとする。

## (6)外部講師

指導内容	講師名	指導回数
和太鼓指導(日本総合音楽研究所)	西飯 政人(熊本支部)	7月24日・2月6日
体育指導(東教体育科学研究所)	峯田 英治(福岡支部)	7月20日
お茶指導	森 芳子	随時

## (7)実施した特別保育事業

- ・ 保育所地域活動事業 (老人福祉施設訪問等世代間交流事業)
- ・ 延長保育促進事業 年間延べ **19人**が利用
- ・ 一時保育事業 年間延べ **5人**が利用(半日は0.5人換算)

(8)実施した主な行事 別紙1

### 3. 給食の実施状況

- (1)乳 児 離乳食
  - (2)1～2歳児 給食(主食・副食) 9時・3時におやつあり
  - (3)3歳以上児 給食(副食) 3時におやつあり
- その他 毎月一度 お弁当の日あり

### 4. 健康管理の実施状況

- (1)児 童
  - ①小児科 年2回(4月22日・10月18日)  
嘱託医:奈良尾医療センター 林 久雄
  - ②歯 科 年1回(5月24日)  
嘱託医:奈良尾歯科診療所 浅上 博一
  - ③尿検査(4月26日)  
公益財団法人 長崎県健康事業団
- (2)職 員
  - ①定期健康診断 年1回(4月22日)実施
  - ②検 便 毎月1回実施(11名)

### 5. 非常災害防止計画

- (1)避難・消火訓練
  - 避難訓練は、毎月1回 (第三木曜日)
  - 総合訓練は、年 1回 (11月9日)実施
- (2)交通安全
  - 年6回(4/24、6/26、8/28、11/27、1/22、2/26)実施 交通指導員より指導を受ける。
- (3)不審者訓練
  - 年4回(4/22、7/22、11/27、2/25)実施うち1回、奈良尾警察署、交通指導員参加のもと訓練が行われている。

### 6. 地域団体・施設・住民と実施した交流事業

月 日	交流団体・施設名	内 容
7月1日～3日	若松中学校2年生との交流	職場体験
7月 7日	地域住民の皆さん	七夕の集い
7月 18日	園児・保護者・職員	親子夏祭り
8月24日	地域住民・保護者の皆さん	音楽会(音楽遊び)
8月14日	岩瀬浦地区 夏祭り	和太鼓

9月11日	養護老人ホーム 朝海荘	朝海荘敬老会(和太鼓)
10月4日	園児・保護者・地域住民	朝海荘運動会
10月20日	特別養護老人ホーム福見の園	和太鼓・歌のプレゼント(慰問)
11月6日	養護老人ホーム朝海荘	朝海荘秋祭り
11月8日	地域住民の皆さん	福祉スポーツ祭り
11月12日	園児・保護者・地域住民の皆さん	消防総合訓練・防火パレード
11月14日	二世世代交流(園児・祖父母)	七五三のお祝い
11月12日	地域住民の皆さん	勤労感謝めぐり
12月6日	福見保育園「クリスマスの集い」	劇やお遊戯・クリスマスを皆で祝う
12月17日	地域住民の皆さん	餅つきを地域高齢者と楽しむ(伝統行事)
12月25日	特別養護老人ホーム福見の園	劇やお遊戯・歌のプレゼント交換
2月14日	園児・保護者・家族の皆さん	マラソン大会・災害時の引き渡し訓練
3月18日	マリア会・食品改善グループ	ふくれ饅頭作り
3月25日	園児・保護者・お客様	お茶のおさらい会

## 7. 研修会

### (1) 職員の外部研修会への参加

月 日	研 修 名	出 席 者 名	備 考
5月21日	食育研修会	竹中	長崎市
5月30日	定期総会	西村	島原市
6月28日	長崎県保育研究大会	大崎・西村	長崎市
9月4日	保育部会(保育士班)研修会	森下	長崎市
10月30日	保育部会(女性班)研修会	西村	長崎市
11月16日	しま研修会	津田・森下・大崎	新上五島町
12月4日	保育部会(食育班)研修会	竹中	新上五島町
1月27日	研修部企画研修会(主任)	津田	長崎市

1月30日	日本保育協会九州ブロック女性部研修会	西村	福岡市
R7.4月～R8.2	キャリアアップ研修	津田・原・竹中・大崎	保育園

## 8. 保育研修生、ボランティアの受け入れ

(1) 若松中学校2年生 1名 職場体験(保育士希望)

## 9. 実施した施設設備

(1)施設設備

(2)固定資産物品の購入 有

① 門扉設置 ・ スイグ遊具 ・ テーブルベンチ

## 10. 苦情(要望)受付の状況

(1)受付件数 3件 (要望)

内 容	対 応
① 『保育活動中に頭部打撲したことを連絡を受けていない』 保育活動中に室内鉄棒で頭部を打つ。補助が付いている中、滑るように崩れ落ちた。(マット有)。すぐに視診を行い、怪我や本児の体調に問題が無かった為、経過観察を行い、降園時まで元気で過ごす。降園は保護者の迎えでなく祖父だった為、状況説明と謝罪して家庭での観察をお願いする。しかし次の日、「何も聞いてない」と申し出があった。	・園では、事故・怪我対応については、園長・職員間で怪我の内容を協議して緊急を要する場合は、保護者・病院に連絡を行い、速やかに対応をしている。 また、連絡帳やお手紙、直接、事故や怪我の状況を説明するよう対面で伝えている。今回の場合、保護者でなく祖父に状況を説明して保護者への連絡をしなかったことが原因であり、反省として電話連絡やお手紙(家庭からの連絡帳がない場合)を渡すべきであったと職員間で周知し、そのように努めていく。
② 『職員の周知がなされていない。』 休日明けの職員が早出出勤であり、保護者に立ち会った職員が保護者の苦情内容を理解できていなかった。そこが問題です。と意見があった。	・朝礼時や事故発生時に職員は伝達して周知している。 休日の職員には職員引継ぎノートに記入し、それを見て確認を行う。今回は休日職員の為の引継ぎノートに記入し忘れていた為に、次の日の職員が把握不足となり、保護者の気持ちを不快にしまった。 保護者には、事情と直接保護者と対面して園側が怠った点を謝罪する。今後は、休日職員含む全職員に連絡が行き渡るようにしている。

<p>③ 『園児に対する言葉かけについて』</p> <p>当園の際に聞こえてきました。「体操短ズボン」を着ている子どもは、〇と書いていました。後からそれに対する意味を子ども達に話していましたが、長ズボンを着ている子どもに対して良い言葉かけではないと思います。</p>	<p>これについては、子ども達の自主性を養い、尊重する。を念頭に、自ら寒くても体操ズボンを着る等、特に就学前の子ども達は自分のことを自分で考えて行動する。そこでの一場面です。「寒い、冷える」と感じるなら「着る、穿く」「暑いなら脱ぐ」といったことを生活の中で促しています。子ども達も保育士の話を理解していること、「長ズボンの子はダメとは言っていないこと」と生活習慣を伝えていく上で、保護者に、年齢に応じて、衣服調節・体調管理という保育(生活)目標があることを話す理解を示された。またそのようなご意見を頂いたことで保育士が自信の言動を振り返り、次に繋がる機会を与えてもらったことに有難いと伝える。不適切な言動がないように心がけていくことを、職員間で周知をする。</p>
---	--

#### 11.事故・ヒヤリハット事案の状況

(1)発生件数      事故 4 件      ヒヤリハット 13 件

内 容	対 応
(事故①) 部屋の凸凹に躓き転倒	打った箇所を保冷材で冷やし、経過観察により降園時に保護者伝えお詫びをする。
(事故②) 玩具を踏み、滑り左足を打撲	左足の痛みを訴える為、保冷剤で冷やし、湿布にて経過観察をする。家庭では異常なしで過ごしたと連絡を頂き、次の日も問題なく登園し活動をしている。
(事故③) 友達と回っていて転倒し口内(歯茎、唇)から出血する。	口内を洗浄し、怪我を視診する。歯茎と唇裏を軽傷している為、止血の処置をする。本児は痛みもなく食事も普通に摂ることができている。歯」への影響もない。保護者には状況を伝えている。
(事故④) 卵アレルギーの子どもが、卵成分入り食物を食する。	日頃から、アレルギー対応に心がけていたが、チョコレートにアレルゲン成分があり、食べている。すぐに視診、保護者に連絡入れ迎えられた。状況説明時に卵黄ペーストであるならば大丈夫ですと話された。家庭でも経過観察をお願いし異常なしであった。クッキング時は職員間の連絡、確認事項をしっかり行うことを周知する。

(ヒヤリハット①) 不安定なソフトブロックの上に1, 2歳児が昇って座る。	お兄さんお姉さんの真似をしてチャレンジを試みる。目を離した際に昇っていた。保育士は、傍で補助して子どもの「やりたい」に応えるようにしているが不安定な遊具だけに、子どもだけで昇らないように伝える。
(ヒヤリハット②) 廊下を走って移動	子ども達のすれ違い時に周りを見て考えずに走り、互いにぶつかりそうになる。「走るとどうなるか。」を保育士と一緒に考えて、行動している。
(ヒヤリハット③) 椅子をもって部屋を移動中、頭の上に乗せて歩いている。	上記の対応と同じく、廊下は走らないこと。椅子は正しい持ち方をすることを伝えている。
(ヒヤリハット④) 誤食防止…アレルギー対応除去の対応食が準備されていない。	クラス担任の気づきにより、誤食を防ぐことができています。
(ヒヤリハット⑤) 乳児ベットを動かして0歳児が挟まれる。	ロックがなされていなかった為、2歳児が動かし0歳児が挟まれたがすぐに発見したので外傷もなかった。
(ヒヤリハット⑥) 1歳児がドアを開閉時に指を挟む。	楽しく遊んでいる為、見守りをしていたが、そろそろ止めようと思った瞬間指を挟んでいる。流水で冷やし湿布薬で応急処置をする。
(ヒヤリハット⑦) 友だちに噛まれる。	1歳児が遊んでいる中、0歳児が近づき噛まれる。流水で冷やし、保冷剤で応急処置をする。

※他 6件は、上記の内容と同様の事案の為省略しています。

## 12. 保護者会の状況

### (1)年数回 役員会及び保護者会を開催

- \*役員を選出
- \*運動会及びクリスマス会協力の打ち合わせ

### (2)園の行事等の協力

- \*4月入園・進級式への参加
- \*保育参観日の出席
- \*夏祭り
- \*避難訓練の参加
- \*運動会の係等
- \*園庭除草作業・周囲草刈り

### 13. 県指導監査報告

#### 「文書指摘事項」

1. 複合遊具撤去・新設工事(1,065,000円)について、契約書が作成されていなかった。今後は、1件の契約額が100万円を超える工事及び物品購入等にあたっては、経理規程に基づき契約書を作成すること。

(改善・処置状況)

- ・契約作成に努めます。

#### 「口頭指摘事項」

1. 苦情解決制度について、玄関に提示しているが、新たな第三者委員について周知されていないので、周知すること。

(改善・処置状況)

- ・処理、改善しています。

2. 改正労働施策総合推進法に基づき、以下の職場におけるパワーハラスメント防止措置を講じること。

(1) 相談に応じ、適切保育所児童に対応するために必要な体制の整備

(2) 職場におけるパワハラに関する事後の迅速かつ適切な対応

(3) 相談者・行為者等のプライバシー保護に必要な措置と周知

(4) 相談したこと等を理由に解雇その不利益な取り扱いをされない旨を定め、周知・啓発

(改善・処置状況)

- ・作成改善しています。

3. 保育所児童要録の就学先が未記入となっているので、記入の上小学校へ写しを送付すること。

(改善・処置状況)

- ・要録については、就学先を記入し 処理を行いました。

4. 修繕工事や物品購入にあたっては、経理規定で定めた金額に基づき見積書を徴し適正な価格を客観的に判断すること。なお、合理的な理由があり、一社と随時契約を行う場合は、随意契約書を作成すること。また、契約作成を要しない場合でも、特に軽微な契約を除き、契約の適正な履行を確保するため、請書その他これに準ずる書面を徴すること。

(改善・処置状況)

- ・購入前の見積書時点は2社から受取、価格を適正に判断しておりましたが保管不手際により、当日が1社のみでした。後日2社揃えて保管しています。

※ すべて県監査課に報告しています。

